



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和 7 年 7 月 2 4 日（木） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
教育管理課	管理指導係	河村 こうむら	内 線 8544 直 通 058-272-1879 F A X 058-278-3544

教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を、令和 7 年 7 月 2 3 日に下記のとおり行いました。

記

<懲戒処分等の概要>

○横領及び不適正事務処理

被 処 分 者	高山工業高等学校 教諭 あらや 新家 くにお 邦男（57歳・男性）
事案の概要	平成 2 6 年から平成 2 9 年までにかけて勤務校の学校後援会の定期預金を解約し、令和 7 年 1 月まで現金を自宅で保管し続けたうえ、令和元年度及び令和 4 年度にはその現金の一部を複数回私的な目的のために費消した。 また、平成 2 8 年から令和 4 年までの間に同会の会費収入に関して不適切な事務処理をし、使途不明金を発生させた。
処 分	免職
根 拠 法 規	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号
関係者の措置	校長（R2）厳重注意（文書）
	校長（R4）厳重注意（文書）